

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^大 蔵^省 農林水産省^令 第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） 第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） 第十条の十七 【同上】</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 【同上】</p>

品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 略」

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第十条の二十二から第十条の二十四（第一項第四号を除く

）まで、第十条の二十六、第十条の三十及び第五十七条の

三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」と

いう。）

〔2〕・〔3〕 略〕

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第十条の十九 令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、

報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約

に関して利用者が支払うべき対価（第十条の二十一、第十条の二十

五及び第十条の二十七第九号において「手数料等」という。）の種

類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定

貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条におい

て同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこ

「イ〜ハ 同上」

二 「同上」

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六

及び第十条の三十において「契約締結前交付書面」という。

）

〔2〕・〔3〕 同上〕

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第十条の十九 令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、

報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約

に関して利用者が支払うべき対価（第十条の二十一、第十条の二十

五及び第十条の二十七第一項第九号において「手数料等」という。）

の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当

該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条

において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額

これらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第十一号に掲げる事項

二 第十条の二十六第十二号に掲げる事項

3 組合は、契約締結前交付書面には、第十条の二十六第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書

又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第一項第十一号に掲げる事項

二 第十条の二十六第一項第十二号に掲げる事項

3 組合は、契約締結前交付書面には、第十条の二十六第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 「同上」

の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十条の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二十六第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十条の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二十六第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 〔同上〕

「一〇十六 略」

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十七条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十条第一項第四号及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一條第一項第四号又(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 「略」

「一〇十六 同上」

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十七条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 「同上」

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十条第一項第四号及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一條第一項第四号又(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 「同上」

十九 「略」

〔項を削る。〕

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))及び第五十七条の三十一の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 略〕

〔項を削る。〕

十九 「同上」

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

「2〇4 略」

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 「略」

2 「略」

3 組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合に

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「2〇4 同上」

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合に

は、元本の補填の契約をしていないことを当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（所属組合の説明書類の縦覧）

第五十七条の二十六 「略」

〔2〕4 略

5|| 準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

三|| 「略」

2 「略」

には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（所属組合の説明書類の縦覧）

第五十七条の二十六 「同上」

〔2〕4 同上

〔項を加える。〕

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十七条の三十一 「同上」

〔一・二 同上〕

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

【一〜五 略】

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

【一・二 略】

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〜ハ 略】

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

【一〜五 同上】

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十七条の三十一の二 「同上」

【一・二 同上】

三 「同上」

【イ〜ハ 同上】

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九(第一項第四号を除く。))まで、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 略

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第四十七条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

二 「同上」

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 同上

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第四十七条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十七条の三十一の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第一号に掲げる事項

二 第五十七条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十七条の三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七

第五十七条の三十一の七 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第五十七条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十七条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 「同上」

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七

条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十七条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十七条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十七条の三十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十一 「略」
〔項を削る。〕

条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十七条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十七条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十七条の三十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十一 「同上」
2 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2||

一 特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の十五 「同上」

「一〇三 略」

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

「2〇4 略」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「2〇4 同上」

別紙様式第2号 (第57条の10関係)

	← 29.7cm以上 →
↑ 20 cm 以上 ↓	特定信用事業代理業者許可票 特定信用事業代理業 許可番号 金融庁長官()第 号 (財務(支)局長) 農林水産大臣()第 号 (特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名) (所属組合の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 略]

別紙様式第2号 (第57条の10関係)

	← 30cm以上 →
↑ 20 cm 以上 ↓	特定信用事業代理業者許可票 特定信用事業代理業 許可番号 金融庁長官()第 号 (財務(支)局長) 農林水産大臣()第 号 (特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名) (所属組合の名称)

(記載上の注意)

- 1 「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、すべての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 同左]

備考 表の [] の記号は出題用記号。

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 大 蔵 省 令 第二号）
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。））、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まれないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第七条 法第十一条の六第三項（法第十七条の十五第七項（法第八十条の四第二項（法第百条第一項において準用する場合を含む。））、第九十六条第一項及び第百条の四第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百二十二条第四項、令第十条第五項並びに第二十七条第十九項、第三十二条第四項、第三十五条第三項、第三十七条第四項及び第五十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、組合、連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又はその子会社が有する議決権に含まれないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）</p>

む。)に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十条の三十一の二において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十条の三十一の二において同じ。)を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品

む。)に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、次条並びに第四十八条第三項第一号イ(2)を除き、以下同じ。)とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為)

第七条の十八 「同上」

「一・二 同上」

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第七条の二十三から第七条の二十五（第一項第四号を除く。）まで、第七条の二十七、第七条の三十の二及び第五十条の三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。）

〔(2)・(3) 略〕

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価（第七条の二十二、第七条の二十六及び第七条の二十八第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 「同上」

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第七条の二十三から第七条の二十五まで、第七条の二十七及び第七条の三十の二において「契約締結前交付書面」という。）

〔(2)・(3) 同上〕

（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第七条の二十 令第九条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価（第七条の二十二、第七条の二十六及び第七条の二十八第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第十一号に掲げる事項

二 第七条の二十七第十二号に掲げる事項

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第七条の二十三 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第七条の二十七第一項第十一号に掲げる事項

二 第七条の二十七第十二号に掲げる事項

3 組合又は連合会は、契約締結前交付書面には、第七条の二十七第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十五 「同上」

一 第七条の五第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げ

るものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の二十七第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第二百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の

るものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七条の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七条の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第七条の二十九及び第七条の三十の二第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第七条の二十七 〔同上〕

主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十六 略」

十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号又、第四十八条第一項第一号二及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号又(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名

「一〇十六 同上」

十七 当該組合又は連合会が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 「同上」

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第二百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第八条第一項第四号又、第四十八条第一項第一号二及び第五十条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合又は連合会が法第十一条の十の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第二百二十一条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第八条第一項第四号又(1)、第四十八条第一項及び第五十条の三十一の十一第十八号イにおいて同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関

称

ロ 「略」

十九 「略」

「項を削る。」

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第七条の二十八 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))及び第五十条の三十一の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

の商号又は名称

ロ 「同上」

十九 「同上」

2|| 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用

事業代理業者(法第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。)が法第十一条の九及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第七条の二十八 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2|| 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用

事業代理業者が法第十一条の九及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

(投資信託等と貯金等との誤認防止)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商

利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合又は連合会は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十九 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2〕4 同上〕

(投資信託等と貯金等との誤認防止)

第九条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 組合又は連合会は、その事務所において、第一項各号に掲げる商

品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 組合又は連合会は、法第十一条第三項第七号若しくは第五項、第八十七条第四項第七号若しくは第六項、第九十三条第二項第七号若しくは第四項又は第九十七条第三項第七号若しくは第五項の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号の事項を説明しなければならない。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）
第二十五条の三 組合等は、当該組合等、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 組合又は連合会は、法第十一条第三項第七号若しくは第五項、第八十七条第四項第七号若しくは第六項、第九十三条第二項第七号若しくは第四項又は第九十七条第三項第七号若しくは第五項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号の事項を説明しなければならない。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）
第二十五条の三 組合等（令第九条第一項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）は、当該組合等、当該組合等を所属組合（法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下

「一〇四 略」

「2・3 略」

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 「略」

2 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

「一〇三 略」

3 法第五十八条の三第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一〇三 略」

4 「略」

(所属組合の説明書類等の縦覧)

第五十条の二十六 「略」

「2〇4 略」

この条において「利用者等」という。)の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 「同上」

2 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第一項第十三号において同じ。)の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

「一〇三 同上」

3 法第五十八条の三第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第一項第十三号において同じ。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

「一〇三 同上」

4 「同上」

(所属組合の説明書類等の縦覧)

第五十条の二十六 「同上」

「2〇4 同上」

5|| 準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三|| 「略」

2 「略」

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことという。

「一〜五 略」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類（似行為）

「項を加える。」

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十条の三十一 「同上」

「一・二 同上」

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことという。

「一〜五 同上」

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類（似行為）

第五十条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九（第一項第四号を除く。）まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。）

〔(2)・(3) 略〕

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十条の三十一の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第五十条の三十一の七から第五十条の三十一の九まで、第五十条の三十一の十一及び第五十条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。）

〔(2)・(3) 同上〕

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十条の三十一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）

第五十条の三十一の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の

第五十条の三十一の四 令第二十四条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第五十条の三十一の六、第五十条の三十一の十及び第五十条の三十一の十四第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法）

第五十条の三十一の七 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十条の三十一の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第五十条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十条の

三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十条の三十一の十五及び第五十条の三十一の十七第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業

三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九 「同上」

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十条の三十一の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十条の三十一の十五及び第五十条の三十一の十七第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

「号を加える。」

者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一 「略」

〔項を削る。〕

第五十条の三十一の十一 「同上」
2|| 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する

準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（

第一項第四号を除く。）において「契約締結時交付書面」という。

）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕十一 略〕

〔2〕4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一 「同上」

2|| 一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する

準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び

次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる

事項を記載しなければならない。

〔一〕十一 同上〕

「項を削る。」

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

「2〇4 略」

(届出事項等)

第五十一条 法第二百二十六条の二第十二号の主務省令(倉荷証券に関

2

一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第二百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十条の三十一の十五 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「2〇4 同上」

(届出事項等)

第五十一条 「同上」

するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。)で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十二の二 略」

十三 略

「号を削る。」

「十四〇十八 略」

「項を削る。」

2

略

3

略

4

略

5

略

「一〇十二の二 同上」

十二の三 同上

十三 法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

「十四〇十八 同上」

2 組合又は連合会は、前項第十三号に掲げる場合において法第二百二十六条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

3

同上

4

同上

5

同上

6

同上

別紙様式第2号 (第50条の10関係)

← 29.7cm以上 →

特定信用事業代理業者許可票

特定信用事業代理業

許可番号 金融庁長官()第 号

(財務(支)局長)

農林水産大臣()第 号

(特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属組合の名称)

20 cm 以上

(記載上の注意)

- 1 「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 略]

別紙様式第2号 (第50条の10関係)

← 30cm以上 →

特定信用事業代理業者許可票

特定信用事業代理業

許可番号 金融庁長官()第 号

(財務(支)局長)

農林水産大臣()第 号

(特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名)

(所属組合の名称)

20 cm 以上

(記載上の注意)

- 1 「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の2第3項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、すべての所属組合の名称を記載すること。

[2・3 同左]

備考 表の [] の記載は任意である。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年^大農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の代理の認可の申請等）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>〔一〕三十六 略〕</p> <p>三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごと</p> <p>とに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類（農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。</p> <p>）を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事</p>	<p>（業務の代理の認可の申請等）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〕三十六 同上〕</p> <p>三十七 〔同上〕</p>

務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ 「略」

〔三十八・三十九 略〕

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報を電磁的方法（農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の二第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。）により紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ 「同上」

〔三十八・三十九 同上〕

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ハに掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ 「略」
 「号の細分を削る。」
 ロ 「略」
 ハ 「略」
 ニ 「略」

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
 第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

第三十五条（第一項）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定	「略」	第三十四条の五十四	銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する主務省令で定める預金
			第三十四条の五十四の二	銀行法における特定銀行代理業者の休日の承認の申請等

イ 「同上」
 ロ 第三十七号に規定する縦覧を開始した場合
 ハ 「同上」
 ニ 「同上」

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
 第三十五条 「同上」

第三十五条（第一項）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定	「同上」	第三十四条の五十四	銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する主務省令で定める預金
			「項を加える。」	

<p>第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。</p>	<p>する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
--	---

〔略〕

2

前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第五号、第五号の二、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。</p>	<p>する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
--	---

〔同上〕

2

〔略〕	第三十四条の五十三 の十二第三号及び第 三十四条の五十三の 十五第三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	〔略〕	読み替える銀行法施 行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

〔同上〕	第三十四条の五十三 の十二第一項第三号 及び第三十四条の五 十三の十五第一項第 三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	〔同上〕	読み替える銀行法施 行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

別紙様式第四号 (第 11 条第 3 項第 19 号関係)

20 cm 以上	29.7cm 以上
	業 務 代 理 組 合 認 可 票
	(所属農林中央金庫等の名称) 代理事業
	〔 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編 及び強化に関する法律第 42 条第 3 項の認可に係る業務の代理 〕
	認可番号 金 融 庁 長 官 () 第 号
	(財務 (支) 局長)
	農 林 水 産 大 臣 () 第 号
	(業務代理組合の名称)
	(所属農林中央金庫等の名称)

別紙様式第四号 (第 11 条第 3 項第 19 号関係)

20 cm 以上	30cm 以上
	業 務 代 理 組 合 認 可 票
	(所属農林中央金庫等の名称) 代理事業
	〔 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編 及び強化に関する法律第 42 条第 3 項の認可に係る業務の代理 〕
	認可番号 金 融 庁 長 官 () 第 号
	(財務 (支) 局長)
	農 林 水 産 大 臣 () 第 号
	(業務代理組合の名称)
	(所属農林中央金庫等の名称)

備考 表中の [] の記載は注記である。

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 内閣府令第十六号）
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>〔イ〕リ 略〕</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十四号、第一百二十二条第四号二及び第四百四十七号の十一第十四号において同じ。）が存在する場合 農林中央金庫が</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第六十条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕リ 同上〕</p> <p>又 〔同上〕</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十四号、第一百二十二条第四号二及び第四百四十七号の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 農</p>

法第五十七条の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「略」

ル 「略」

「五・六 略」

「2～4 略」

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第六十二条 「略」

2 「略」

3 農林中央金庫は、その事務所等（主たる事務所、従たる事務所その他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を除く。）をいう。以下同じ。）において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該

林中央金庫が法第五十七条の二第二項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 「同上」

ル 「同上」

「五・六 同上」

「2～4 同上」

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第六十二条 「同上」

2 「同上」

3 農林中央金庫は、その事務所等（主たる事務所、従たる事務所その他農林中央金庫の業務の全部又は一部を営む施設又は設備（携帯型の設備及び農林中央金庫以外の者が占有し、又は管理する設備を除く。）をいう。以下同じ。）において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 農林中央金庫は、法第五十四条第四項第十号又は第七項第三号の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、

事務所等内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第七十八号各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三 法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 〔略〕

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第四百十七条の十一第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

〔二〇五 略〕

〔2・3 略〕

元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七七号）第七十八号各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第四百十七条の十一第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

〔二〇五 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で

定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第四百七十七条の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第四百七十七条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

【一・二 略】

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〜ハ 略】

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

第八十五条の十五 「同上」

【一・二 同上】

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〜ハ 同上】

ニ 「同上」

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(第八十五条の二十から第八十五条の二十二(第一項第四号を除く。))まで、第八十五条の二十四、第八十五条の二十七の二及び第四百四十七条の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 略

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第八十五条の二十 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以

(第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七の二において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 同上

(特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第八十五条の十七 令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第八十五条の二十 「同上」

2 「同上」

上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第十一号に掲げる事項

二 第八十五条の二十四第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第八十五条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。

）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の二十四第十一号に掲げる事項

二 第八十五条の二十四第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 「同上」

一 第八十五条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。

）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第八十五

条の二十四第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第八十五条の二十六及び第八十五条の二十七の二第三号口において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の二第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～十六 略〕

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資

条の二十四第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第八十五条の二十六及び第八十五条の二十七の二第三号口において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の二十四 〔同上〕

〔一～十六 同上〕

十七 農林中央金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資

者保護団体に限る。以下この号及び第百四十七条の十一第十七号
において同じ。)の有無(対象事業者となっている場合)にあつて
は、当該認定投資者保護団体の名称)

〔十八・十九 略〕

〔項を削る。〕

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一
項第四号を除く。)及び第百四十七条の十五第一項第四号において
「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載し
なければならぬ。

〔一〇十一 略〕

〔項を削る。〕

者保護団体に限る。以下この号及び第百四十七条の十一第一項第
十七号において同じ。)の有無(対象事業者となっている場合)に
あつては、当該認定投資者保護団体の名称)

〔十八・十九 同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替
えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧
客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい
て、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林
中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項
各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第八十五条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次
条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事
項を記載しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金

庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替
えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧
客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

「二〇四 略」

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）
第四百四十二条 「略」

「二〇四 略」

5 準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれ

て、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）
第四百四十二条 「同上」

「二〇四 同上」

「項を加える。」

に代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第百四十七条 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三|| 「略」

2 「略」

3 第一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇六 略」

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第百四十七条 「同上」

「一・二 同上」

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員(役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。)又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「一〇六 同上」

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百

四十七条の十及び第百四十七条の十四第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第百四十七条の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第一号に掲げる事項

二 第百四十七条の十一第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百四十七条の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規

四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第百四十七条の七 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百四十七条の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第百四十七条の十一第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第百四十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本

格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第四百七条の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第四百七条の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第四百七条の十五及び第四百七条の十六の二第二号において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 「同上」

- 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第四百七条の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第四百七条の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第四百七条の十五及び第四百七条の十六の二第二号において「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

〔農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項〕

第四百七条の十一 〔略〕

〔項を削る。〕

〔農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項〕

第四百七条の十一 〔同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項〕

第四百七条の十四 特定預金等契約が成立したときに作成する準用

金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一項第四号を除く。）において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕十一 略〕

〔項を削る。〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合におい

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、農林中央金庫が法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

「二〇四 略」

(届出事項)

第五百十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

「一〇二十一の三 略」

「二〇二 略」

「号を削る。」

て、農林中央金庫が当該書面を交付したときは、当該農林中央金庫代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の十五 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(届出事項)

第五百十条 「同上」

「一〇二十一の三 同上」

「二〇二の四 「同上」

「二〇二」 法第八十一条第一項又は第二項の説明書類について縦覧(同条第四項の規定により縦覧に供したものとみなされた場合を含む

「二十三〽三十一 略」

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「一〽三 略」

「号を削る。」

「3〽6 略」

む。）を開始した場合

「二十三〽三十一 同上」

「同上」

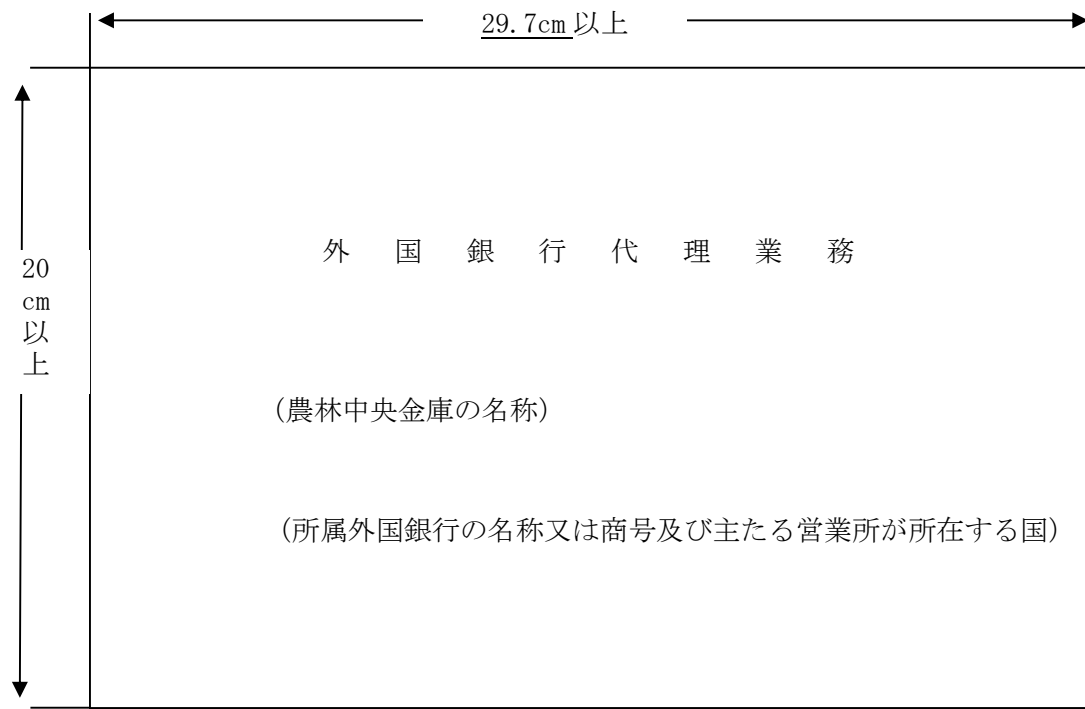
2

「一〽三 同上」

四 前項第二十二号に掲げる場合 同号に規定する書面

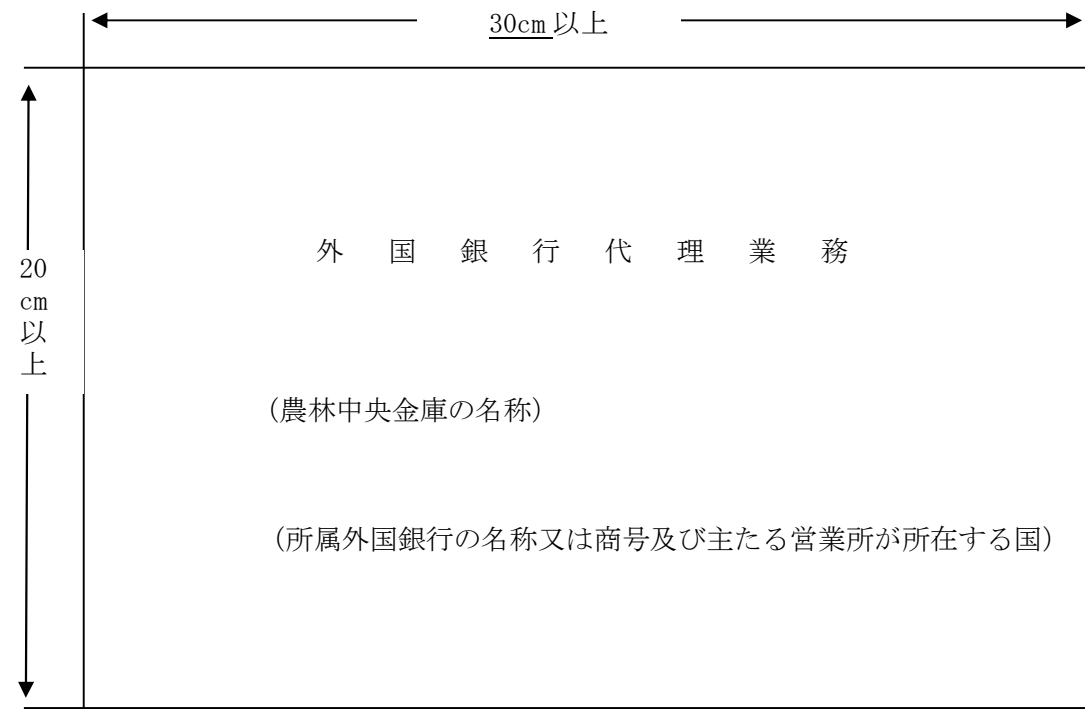
「3〽6 同上」

別紙様式第7号の2 (第85条の35関係)



(記載上の注意)
[1・2 略]

別紙様式第7号の2 (第85条の35関係)



(記載上の注意)
[1・2 同左]

別紙様式第 12 号 (第 126 条関係)

	← 29.7cm 以上 →
↑ 20 cm 以上 ↓	農 林 中 央 金 庫 代 理 業 者 許 可 票 農 林 中 央 金 庫 代 理 業 許 可 番 号 金 融 庁 長 官 () 第 号 農 林 水 産 大 臣 () 第 号 (農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名) (農林中央金庫の名称)

(記載上の注意)

[1 ~ 3 略]

別紙様式第 12 号 (第 126 条関係)

	← 30cm 以上 →
↑ 20 cm 以上 ↓	農 林 中 央 金 庫 代 理 業 者 許 可 票 農 林 中 央 金 庫 代 理 業 許 可 番 号 金 融 庁 長 官 () 第 号 農 林 水 産 大 臣 () 第 号 (農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名) (農林中央金庫の名称)

(記載上の注意)

[1 ~ 3 同左]

備考 表中の [] の記載は注記による。

附 則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。